

合併協定書

平成17年3月3日

釧路市・阿寒町・音別町

1 合併の方式

釧路市、阿寒町及び音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。

2 合併の期日

平成17年(2005年)10月11日とする。

3 新市の名称

釧路市とする。

4 新市の事務所の位置

現在の釧路市役所の位置とする。

5 財産・基金等の取扱い

3市町の財産、債務及び基金は、すべて新市に引き継ぐ。

なお、基金については以下、1～5の分類により整理する。

1 3市町共通の基金を統合するもの

(1) 財政調整基金

(2) 減債基金

(3) 土地開発基金

2 類似趣旨の基金を統合するもの

(1) (仮称)地域振興基金

(2) (仮称)福祉基金

(3) (仮称)森林基金

(4) (仮称)公共施設等整備基金

(5) (仮称)教育基金

3 市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの

(1) 釧路市の中小企業活性化基金、産炭地域振興基金

(2) 阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金

4 基金を地域限定で運用するもの

(1) 阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金

5 基金を廃止するもの

(1) 阿寒町の国営土地償還基金

(2) 釧路市の奨学基金

6 議会の議員の定数及び任期等の取扱い

3市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで(合併後1年6カ月余)引き続き新市の議会議員として在任する。

新市の議員定数は34人とし、最初の一般選挙に限り旧市町ごとに選挙区を設けるが、選挙区ごとの定数は合併時まで調整する。

また、報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、2町選出議員は月額25万円とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い

合併時に1つの農業委員会に統合するが、旧市町ごとに選挙区を設ける。

なお、選挙委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の委員として在任する。

在任特例期間終了後は、選挙委員の定数を17人(選挙区の定数は釧路市5人・阿寒町7人・音別町5人)とする。

8 地方税の取扱い

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 釧路市の都市計画税

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 市町民税

個人市町民税は標準税率を採用。

また、法人市町民税は制限税率に統合するが、標準税率を適用している音別町は

合併後3年程度現行を引き継ぐ。

(2) 固定資産税

(3) 軽自動車税

(4) 市町たばこ税

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 固定資産の評価

釧路市の制度に統合するが、以下、ア～イの経過措置を設ける。

ア 在来分家屋評価は合併後5年程度で調整

イ 新增築家屋評価は新市の評価基準（再建築費評点基準表）で実施するが、合併後5年程度は旧市町の物価水準補正率を適用するなどの調整を行う

(2) 鉱産税

4 阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 入湯税

9 一般職の職員の身分等の取扱い

合併前の釧路市、阿寒町及び音別町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により全て新市の職員として引き継ぐ。

また、2町及び白糠町、鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については、必要な協議を行う。

なお、人事、給料・諸手当等の取扱いについては、各市町または釧路市の制度を基本に道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時まで調整する。

10 (仮称)地域協議会の取扱い

新市においては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、(仮称)地域協議会を設置する。

なお、(仮称)地域協議会の設置目的及び所掌事務などについては、次のとおりとする。

(名称等)

釧路市、阿寒町及び音別町にそれぞれ(仮称)地域協議会を置くこととし、名称を(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会及び(仮称)音別地域協議会とする。

(設置目的)

新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。

- ・合併に対する住民の不安の解消
- ・住民意思の反映
- ・市民協働の体制づくり

(設置区域)

設置区域は旧市町単位とする。

(所掌事務)

(1) 協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。

- ・新市建設計画に基づく施策の実施に関する事
- ・総合計画に関する事
- ・当該区域固有の事務事業に関する事
- ・市民協働の推進に関する事

(2) 協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(委員定数等)

各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任する。

委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とする。任期は2年とする。

(報酬)

日額報酬とする。

(組織等)

それぞれの協議会に会長、副会長を置く。

会議の議長、議長の職務代理などは通例による。

委員選任後の第1回の会議は市長が招集し、以降は会長が招集する。

(設置期間)

新市の市長就任後の最初の議会において設置する。

終期は定めないが、組織のあり方について定期的に見直すことを附則に定める。

1.1 新市建設計画

別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

1 2 特別職の身分等の取扱い

市長、助役、収入役及びその他の常勤特別職の報酬や退職手当、任期等は、釧路市の制度に統合する。

また、非常勤特別職の報酬及び費用弁償についても同様とする。

1 3 条例、規則等の取扱い

合併協議会で協議調整された各項目については、合併特例措置を含めそれぞれの調整方針に従って整理する。

また、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、合併時に市長職務執行者の専決処分により必要な条例・規則等を制定し、公布する。

1 4 組織機構の取扱い

職員定数の適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努める。

既存の支所・出張所は現行を引き継ぎ、支所の機能は釧路市の制度に統合する。

2町の本庁を（仮称）総合行政センターとし、以下、ア～サの業務を行う。

ア 行政管理部門（総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務（期日前投票・不在者投票）、本庁との連絡調整）

イ 地域政策部門（地域振興、活性化対策）

ウ 施設管理部門（道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等）

エ 戸籍住民部門

オ 保健福祉、保険年金（国保、介護、国民年金）部門

カ 税務部門（申告、納税、税務証明）

キ 産業部門（産業全般、家畜の防疫）

ク 環境衛生部門（ごみ、し尿、火葬場、墓地）

ケ 民生・福祉部門（生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育）

コ 教育部門（入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等）

サ 防災・災害対策部門（行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等）

なお、（仮称）総合行政センターの総括責任者（長）は、部長職以上とする。

また、常備消防は釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する2町の組織を統合し、

職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぐが、新市における定員管理計画の策定を行う。

1 5 行政委員会の取扱い

選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の組織は、新市において統合する。

1 6 附属機関等の取扱い

各市町及び釧路市の現行に基づき設置が必要な附属機関の統合や再編を図るが、委員の構成については地域バランスに配慮する。

1 7 一部事務組合・公社等の取扱い

1 一部事務組合の取扱い

3市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行う。

2 土地開発公社の取扱い

基本財産や現行事業を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合する。

3 振興公社の取扱い

業務内容・経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討する。

なお、事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とする。

1 8 公共的団体等の取扱い

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 農業協同組合

各農協間の合併協議の推移を見る。

(2) 水産業協同組合

組織統合は、それぞれの組合間の協議を優先。

(3) 商工団体

組織統合は、それぞれの団体間の協議を優先。

また、補助金は現行を引き継ぎ、団体間の協議の推移を見て調整。

(4) 観光協会

(5) 消費者協会

各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要。

(6) ふるさと会

市町ごとに異なる対応の均衡を新市で調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 社会福祉協議会

それぞれの組織の実情と歴史を尊重し、新市で統合に向けて調整。

(2) 女性団体

各団体への現行補助金は引き継ぐが、合併後1年程度で補助制度を調整。

(3) 芸術・文化団体

合併後1年程度で新市文化協会を発足し、現行の協会・協議会を加盟団体に位置づける。

(4) スポーツ団体

各団体を引き継ぐが、合併後1年程度で新市体育協会を発足。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 北海道港湾協会、北海道重要港湾協議会など「港湾関係団体」

(2) 日本図書館協会、北海道図書館振興協議会など「図書館関係団体」

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 子ども会育成連合会

合併後1年程度で新市としての組織体制を検討。

19 使用料、手数料等の取扱い（保険事業を除く）

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 小・中学校の給食方式及び給食費

現行を引き継ぎ、合併後、給食単価及びメニューの統一や食材の購入方法などを検討。

(2) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態及び使用料

設置経緯や各市町の実情が異なり、当面現行の管理運営を引き継ぐ。

また、同一形態の使用料は統合を検討。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 河川占用料及び採取料

(2) 下水道の受益者負担金

「負担金条例」・「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価を引き継ぐ。

また、納付方法は年4回（納期は7月・9月・11月・1月）とし、期間を金額により最大6年間としている阿寒町の取扱いとするが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用。

(3) し尿処理の収集手数料

リッター当たり5円（税込み）で統合。

(4) スポーツ施設の使用料

料金体系や減免基準の統合にあたり合併後5年程度の猶予を設けるが、速やかな検討に努める。

(5) 住民窓口の証明・交付手数料

戸籍関係の手数料は現行を引き継ぎ、住民票、印鑑登録などの手数料は再編。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 税証明手数料

1件700円とする住宅家屋証明以外の手数料は釧路市に統合。

(2) 道路占用料

(3) 市町営住宅の入居資格及び使用料

使用料（家賃）規定は値上げとなる場合、合併に伴う算定基準の統合で使用者の急激な負担増を避けるため合併後4年程度の据え置きを行う。

(4) 下水道使用料

合併後5年程度で段階的に釧路市の使用料体系に統合するが、阿寒湖温泉地区で水道用途が営業用の利用者については、地域の特殊性や使用料の極端な増加に十分配慮し別途段階的に補正。

また、新市の使用料体系に阿寒町の温泉水単価を含める。

(5) 水道料金

合併時に釧路市の料金体系に統一することを基本とするが、阿寒町の営業用料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮し別途段階的に補正。

また、新市の料金体系は財政状況並びに施設の更新・改修の必要性を判断した上で浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定し、中長期的な財政収支計画に沿って決定。

なお、業務用給水装置の新設・改造に伴う負担金も釧路市の制度に統合。

(6) ごみ処理手数料

平成17年4月1日施行の釧路市の手数料で統合。

(7) 斎場・火葬場の使用料

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 町立幼稚園の入園料・保育料

新幼稚園振興計画を策定し、合併後2年程度で入園料及び保育料の統合や幼保一元化等の方向性を新市で検討。

(2) 保育料

当分の間は現行を引き継ぐが、認可、無認可の形態やサービスの相違点を調整し、方向性を新市で検討。

20 補助金、交付金等の取扱い（各種団体補助及び福祉

関連6事業の個別給付を除く）

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 遠距離児童・生徒通学費補助事業

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金

音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後3年程度で廃止し、既に廃止されている阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを平成19年3月まで支給を継続。

また、まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぐ。

(2) 水洗便所改造資金融資制度・補助金制度

改造融資はトイレの改造を行う個人に資金の融資あっせんを行い、融資限度額はトイレ1基につき60万円、利子は無利子とし、金融機関に利子補給する。

また、改造補助金は供用開始から3年以内とし、トイレ1基につき4万円とする。

ただし、現行の基準に対して補助金交付額が減となる町については、現行の交付額を段階的に補正し合併後2年程度で同一化を図る。

なお、改造融資または改造補助金いずれか一方の選択制とする。

(3) 奨学金貸付制度

各自治体の上限を適用し再編。

貸付業務は新市で行うが、決定した奨学生が阿寒地区住民（その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する）の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てる。

(4) スポーツ団体育成補助制度

現行を引き継ぎ、合併後2年程度で補助率等を統一。

(5) 農業・畜産業各種利子補給

道制度の「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体質強化利子補給」等を新市全体に適用。

(6) 水産業各種利子補給制度

末端金利の状況に応じ各漁業協同組合と調整し補給率を定める。

(7) 町内会(自治会)活動補助金

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整。

(8) 街路灯(防犯灯)の設置・維持補助

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編。

(9) 地方バス路線維持補助金

単独補助路線は生活の足の確保を前提とし、国・道の補助制度の改正に合わせ制度を見直すこととし、釧路市内完結路線に係る釧路市の独自基準は基本的考えを新市に引き継ぎ再編。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 民間土地区画整理事業への助成制度

(2) 環境保全の資金助成制度

(3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度

(4) 就学費援助制度

(5) 商工業振興融資制度

(6) 中小企業等活性化推進

(7) 工業等振興条例助成

(8) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 高等学校の通学費助成

阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間存続した後廃止することが望ましい。

なお、新市としての通学費助成制度を検討。

(2) 芸術・文化団体育成補助制度

現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整。

(3) 中心市街地活性化対策

2.1 字名・町名の取扱い

釧路市は現行どおりとし、阿寒町・音別町は「釧路市」の後にそれぞれ「阿寒町」・「音別町」を残すことを原則とする。

なお、「字」の表示は廃止する。

2 2 慣行・顕彰の取扱い

3市町のすべての宣言を継承するが、同種の宣言文は合併時まで調整する。

また、合併時まで市章を、合併後1年程度で市民憲章、市歌、市の花・木・鳥等を定める。

2 3 - 0 1 国民健康保険事業

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 保険料(税)賦課割合と保険料率

以下、ア～エのとおりとする。

ア 「保険税」を「保険料」に統合

イ 合併後5年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編するが、資産割は導入しない

ウ 賦課限度額は法定の53万円に統一するが、釧路市は段階的に引き上げる

エ 納期は釧路市の10期に統一

(2) 任意給付

出産育児一時金は現行を引き継ぐ。

また、葬祭費は釧路市の制度に統合。

(3) 健康診査助成事業

釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぐ。

2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 医療費適正化特別対策

3 新市において廃止するもの

(1) 健康優良家庭表彰

新たに「健康診査助成事業」に歯科ドック助成を加え代替。

2 3 - 0 2 介護保険事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 老人デイサービスセンター

合併後1年程度で運営体制を整備。

(2) 在宅介護支援センター

基幹型及び小規模基幹型の一元化を検討し、地域型を含めた全体の運営体制を整

備。

(3) 施設介護サービス

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 配食サービス

当面は現行体制で対応し、受託業者、昼・夕食利用回数の統合を検討。
また、自己負担額は「1食300円」に統一する。

(2) 移送サービス

利用者や遠方移送の増加による財政負担を考慮し、委託方式を検討。
また、新制度設立までは外出支援サービスを含めた現行体制で対応。

(3) 介護保険料

平成17年度の介護保険事業計画策定時に新市において保険料を設定。

(4) 介護保険低所得者利用者負担軽減措置

介護保険制度及び国の特別対策に統合。
また、合併後2年程度で国の特別対策を上回る音別町の措置を整理。

(5) 居宅介護サービス

合併後1年程度で新市としてのサービスを設定。
また、利用者に地域格差が生じないように、公益的サービスを調整。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 外出支援サービス

24 - 01 消防防災事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 常備消防の施設

施設は現行を引き継ぎ、増設・再編にあたっては定員管理計画と合わせた署・支署の配置計画を策定。

(2) 指定避難場所、緊急支援物資保管施設

地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぎ、雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぐ。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 常備消防の資機材

規格統一を図るとともに、新市における整備計画及び配置計画を策定。

(2) 救急出動

救急体制は以下、ア～エのとおりとする。

ア 救急車の台数は現行を引き継ぐ

イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討する

ウ 阿寒町、音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討する

エ 高規格救急車が配置されていない地域へ早急に配置する

(3) 消防計画・水利計画

消防計画は釧路市の計画に統合し、消防水利の確保や施設管理は地域計画を策定のうえ一元管理する。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 防災計画

地域防災計画は合併時に統合し、雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議し引き継ぐ。

(2) 火災出動

広域的な消防活動を円滑に行うため現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進する。

また、地域特性に合った防御計画と消防力を相互補完できる出動計画を策定する。

24 - 02 消防団

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 組織・人員

組織は現行体制とするが、連合消防団を組織し市長の指揮監督下で活動する。

また、団員の定年制等の諸規定は、新市で速やかに整合を図る。

(2) 分団の構成

現行の分団数、階級定数及び管轄区域を引き継ぐ。

2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 報酬及び旅費等

出動報酬については、合併後3年程度で統合を図る。

(2) 退職報償金

25 - 01 電算システム事業

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 電算システム

「電算システム統合調査委託」(4市町協議時)の結果を参考とし、合併時の統合を円滑に推進するとともに、今後の電子自治体の対応や電算コスト削減を勘案し

たシステムの構築を図る。

- 2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 固定資産税電算システム
合併後1年～2年程度で統合。

25 - 02 情報公開及び広報広聴事業

- 1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) ホームページの開設
速やかに新市のホームページを開設し、各市町のホームページは合併後も1年程度維持。
 - (2) 情報公開
情報公開条例に基づき積極的に公開。
 - (3) 市町政懇談会
 - (4) 広報誌
- 2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 個人情報保護
 - (2) 市長の資産公開
- 3 音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 行政手続条例

25 - 03 姉妹都市及び国際・国内交流事業

- 1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 国内姉妹都市等との交流
- 2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 国際姉妹都市等との交流
 - (2) 八千代市、都留市などとの「国内交流事業」

25 - 04 住民活動支援及び交通関連事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 市町バス
路線の見直しや同一路線に対する補助金の統合を新市で検討。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 道路除雪及び冬季路面对策

除雪作業初動の降雪量は10cmとする(都市部や酪農地帯など地域特性に配慮し柔軟に対応)。

なお、現行の拠点施設を維持・調整し、除排雪体制を強化するとともに、合併後5年程度で直営除雪体制や民間借上げ車両数、委託料等を調整。

(2) 北方領土返還運動事業

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 交通安全対策会議

(2) NPO法人等の活動支援

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 交通災害共済制度

現行の阿寒町における仲介事務及び音別町における助成を平成17年度まで引き継ぎ、18年度以降の制度の取扱いについて新市で検討。

25 - 05 ごみ・し尿処理事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 一般廃棄物処理業者の委託

(2) し尿処理対象地区・収集体制・収集方法等

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等

収集体制は現行を引き継ぐが、委託化の方向で効率的な体制を検討。

また、新市において収集方式は統合に向け調整し、収集回数は積極的なごみの減量化・資源化への取組みと合わせ調整。

(2) ごみ資源化(啓発、排出抑制)

収集は現行を引き継ぐが、品目の統一及び収集回数は統合を図る。

(3) ごみの分別収集推進

合併時まで分別収集区分を調整。

(4) 浄化槽汚泥の収集及び処分

許可業者と浄化槽所有者の契約方式に統合を図る。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 廃棄物の減量及び処理に関する条例

(2) 釧路市資源リサイクルセンター

25 - 06 環境関連事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 斎場・火葬場施設
 - (2) 公害規制地域指定
 - (3) 公害防止協定
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 公害苦情処理
 - (2) 畜犬登録
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 環境基本計画
合併後3年程度で新市における計画を策定。
 - (2) 公害防止条例

25 - 07 障害者福祉事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 幼児ことばの教室
 - (2) 障害者福祉施設
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 障害者福祉計画
合併後1年程度で新市における計画を策定。
 - (2) 補装具の給付・修理
 - (3) 日常生活用具の給付・貸与
 - (4) 重度障害者等交通費助成
タクシー補助券、ガソリン補助券の選択制とし、助成金額は年間1人12,000円とするとともに、対象者の拡大を図る。
 - (5) 特別障害者手当
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 福祉タクシー
 - (2) 障害者援護旅費助成
 - (3) 重度心身障害者医療助成
合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整。

25 - 08 高齢者福祉事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 高齢者福祉施設

(2) 老人福祉センター

無料となる老人団体以外の利用者負担を合併後1年程度で調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 老人クラブ活動支援

合併後1年程度で連合会、支部的組織への支援基準を再編。

(2) 敬老事業

合併後3年程度で敬老会の対象年齢や行政負担を検討。

また、釧路市の敬老大会は引き継ぐ。

(3) 高齢者バス利用助成及び老人入浴費助成

以下、ア～ウのとおり再編し、いずれかの助成の選択制を調整する。

ア 支給対象年齢 70歳以上

イ 所得制限 本人非課税

ウ 助成額 6,000円

なお、高齢者バス利用助成はバス助成を原則とするが、地域の実情によりタクシー助成の選択も可とし、老人入浴費助成は阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合、現行入浴助成(上限9,600円)を継続するが、その期間を合併時まで検討する。

(4) 緊急通報体制等整備事業

(5) 敬老祝金

現行を引き継ぎ、地域の特殊性に配慮しながら段階的に節目の祝金(88歳、99歳、100歳、101歳以上に年5万円支給)に再編。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 高齢者福祉施設整備補助

(2) 生活管理指導員派遣

派遣は週1回1時間以内とし、利用者負担額は介護報酬に基づくものとする。

25 - 09 児童福祉事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 音別町の出産祝金

現行制度を合併後3年程度存続。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) エンゼルプラン (児童育成計画)

「児童育成計画」を包含する「次世代育成支援地域行動計画」(3 市町とも平成 1 7 年度より計画実施予定) を引き継ぎ、合併後 1 年程度で新市における計画に再編。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 家庭児童相談室

広域化に伴う相談員の配置は新市で調整。

2 5 - 1 0 保健医療事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 保健センター

保有機能は、組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後 1 年程度で統合を調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 乳幼児医療費助成 (市町村助成)

北海道の助成制度及び 3 市町共通の助成制度に統合するが、合併後 3 年程度で音別町の現行制度 (拡大分) を段階的に調整。

(2) 老人医療費助成

65 歳から 69 歳の医療費助成は北海道助成 (平成 1 9 年度で終了予定) に統合。

(3) 乳幼児健康診査

合併後 1 年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整。

また、集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備。

(4) 予防接種

合併後 1 年程度で地域に合わせた集団及び個別接種方法を検討。

また、委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一。

なお、インフルエンザの個人負担額をワクチン代の実費相当額とし、1 回につき 1,050 円に統一。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 各種ガン検診

現行を引き継ぐが、集団及び個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定、これまでの経過を尊重した委託方式を調整し、釧路市の制度に統合。

(2) 人工透析患者通院交通費助成

釧路市の制度 (釧路地方腎友会に補助 : 行政 50%、自己負担 50%) に統合するが、当分の間は現行のままとする。

25 - 1 1 保育事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 保育所
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 延長保育
鉦路市は現行体制を引き継ぎ、他地域は実情を考慮し対応。
 - (2) 障害児保育
未受入の解消等を新市で検討。
- 3 鉦路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 一時保育
 - (2) 休日保育
 - (3) 地域子育て支援センター事業

25 - 1 2 その他福祉事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 福祉センター
 - (2) 平和記念事業
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 母子(寡婦)福祉資金
 - (2) 赤十字事業
献血事業は現行を引き継ぎ、社資募集、災害救護物資支給等その他の赤十字事業は鉦路市地区の制度に統合。
 - (3) 暖房費助成
現行を引き継ぐが、合併後1年程度で対象者及び支給内容(現金支給額・現物支給量)を調整。
- 3 鉦路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 災害遺児手当・卒業祝金
 - (2) ひとり親家庭等医療助成(「母子家庭等医療助成」)
合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整。
 - (3) 生活保護行政に係る組織
広域化に伴うケースワーカーの配置を調整。
 - (4) 災害援護
 - (5) 福祉金庫
 - (6) ウタリ資金貸付事業

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 社会福祉協議会への委託業務

現行の委託を継続し、合併後1年程度で業務内容を協議調整。

25 - 13 農林水産関連事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 畜産環境整備特別対策

(2) 農業環境改善センター、農産物加工所など「農業・畜産業関連施設」

施設は現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域性に配慮した使用料を検討し、減免基準を統一。

(3) 釧路市の水産加工振興対策

(4) 釧路市の漁業資源管理対策事業、雑海藻駆除事業など「漁場管理対策」

(5) 釧路市の加工残滓有効活用等の水産加工環境対策

(6) 釧路市の漁港施設

(7) 釧路市中央卸売市場

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 農業振興計画、森林整備計画

農業振興計画は地域農業マスタープラン等に基づき策定し、森林整備計画は統合を行い引き継ぐ。

(2) 農業基盤整備

(3) 農業経営基盤強化促進対策

現行の事業を引き継ぐとともに、新市における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定。

(4) BSE(牛海綿状脳症)対策

協議会及び対策本部は現行目的を引き継ぎ統合。

また、音別町の感染牛所有者補助事業を引き継ぐが、補助金は新市で調整。

(5) 農業後継者対策

農業後継者対策協議会及び担い手育成センターは、それぞれ統合し引き継ぐ。

また、音別町の林業・商工に係る対策は新市で検討。

(6) 公有林整備

合併後3年程度で新市における森林施業計画を策定し、終期を統合。

(7) 種苗放流、増養殖など「栽培漁業」

3 阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) ヒグマ有害駆除対策

ヒグマ有害駆除員は合併時に非常勤職員として発令。

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律」の適用状況により、新市としての整備方針を検討。

(2) エゾシカ有害駆除対策

エゾシカ有害駆除員、猟友会等への補助金を調整。

25 - 14 商工・観光関連事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 阿寒町の「道の駅管理運営」

(2) 阿寒町・音別町の農村地域工業等導入促進法に基づく助成適用

(3) 釧路工業技術センター

(4) 温泉保養施設

(5) 釧路市観光国際交流センター

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 産炭地振興対策

釧路産炭地域総合発展機構の基金出資金を引き継ぎ、石炭産業・産炭地振興の協議会は釧路市の現行に統合。

(2) 観光客誘致宣伝

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 中心市街地活性化基本計画

釧路市の現行を引き継ぎ、各自治体に形成されている商店街等の実情を踏まえた中心市街地の範囲や支援のあり方などを検討。

(2) 地場産業振興対策

(3) 産業クラスター創造研究

(4) エネルギー利用技術研究活動

DME（ジメチルエーテル）の有効利用及び普及のための計画策定、試験研究施設誘致の方策、パイロットプラントの将来の活用方策等を産学官共同により検討。

(5) 物産振興・販路拡張

釧路市物産協会を軸として統合し、地場製品の宣伝普及と販路拡大を図る。

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 「観光まつり・イベント」及び「港まつり」

テーマや開催時季の類似する観光まつり・イベント等は、PRの連携による相乗効果や同時開催による規模的レベルアップを実施団体間で協議する。

25 - 15 勤労者・消費者関連事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 釧路市の勤労者施設
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 雇用促進・安定対策
 - (2) 季節労働者対策
現行を引き継ぎ、冬季技能講習への講師派遣など国の動向に応じた側面支援を行なう。
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 消費者教育・啓発推進
釧路市の消費生活センターを拠点とし、各地の消費者協会と連携した消費生活行政を推進。
 - (2) 雇用労働相談
 - (3) 職業訓練センター及び職業訓練校への補助など「職業能力開発促進」

25 - 16 建設関連事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 空港施設
 - (2) 空港利用の国際化推進
 - (3) 港湾指定
 - (4) 港湾計画
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 市町道舗装整備
 - (2) 道路維持・補修
既存拠点施設を活用し、現行の維持・補修水準を確保。
 - (3) 街路灯整備
 - (4) 排水路・排水施設整備
 - (5) 橋梁整備
 - (6) 普通河川管理
 - (7) 河川維持・補修
 - (8) 建築確認
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 市町道認定基準
 - (2) 準用河川管理

- (3) 建築許可

25 - 17 都市計画事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 公園
 - (2) 釧路市の都市計画マスタープラン
法定手続等を考慮し、新市における総合計画に基づき策定。
 - (3) 釧路市の緑の基本計画
法定手続等を考慮し、新市における都市計画マスタープランに基づき策定。
 - (4) 釧路市の都市開発計画及び市街地再開発事業
 - (5) 釧路市営有料駐車場
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 住居表示
 - (2) 公園及び街路樹の維持管理
合併後3年程度で管理体制を統合。
また、類似の公園施設管理条例は統一。
 - (3) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 交通バリアフリー基本構想
 - (2) 民間土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の認可・許可及び指導

25 - 18 市町村営住宅事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 阿寒町の宅地分譲事業
 - (2) 音別町の特定公共賃貸住宅事業
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 住宅マスタープラン
合併後2年程度で現行計画を再編。
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 住宅使用料の収納業務
 - (2) 入居申し込みの方法
 - (3) 修繕等の維持管理

25 - 19 上・下水道事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 釧路市の水道事業の認可

水道事業経営の廃止届けを提出し、給水区域・水道施設をそのまま引き継ぎ新市としての同経営認可申請を行う。

(2) 釧路市の水道会計

(3) 音別町の工業用水道事業

(4) 水道、簡易水道及び農業用水道事業の浄水施設

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 簡易水道事業の認可

各市町は水道事業経営の廃止届けを提出し、新市としての同経営認可申請を行う。

なお、現行を引き継ぐ施設等の老朽化対策は、新市における事業会計の健全化を図りながら検討。

(2) 簡易水道会計

阿寒町簡易水道事業は地方公営企業法を全面適用し釧路市の上水道事業と一の企業会計として統合し、音別町の特別会計は現行を引き継ぐ。

(3) 農業用水道事業

(4) 水道料金等の収納

合併後2年程度で地域の実情に十分配慮した効率的な収納体制を整備（委託化推進）。

延滞金規定、給水停止基準、料金減免規定等は釧路市の基準に統一するが、一部簡易水道で行っている福祉減免は合併後2年程度で整理を行う。

(5) 下水道事業計画

釧路市を処理区とする公共下水道は現行のまま新市に引き継ぎ、阿寒町及び音別町を処理区とする特定環境保全公共下水道は統合し、地域バランスを考慮して整備計画を推進。

(6) 下水道会計

阿寒町・音別町の特定環境保全公共下水道は、合併後2年程度で特別会計から企業会計へ移行することとし、資産の整理や事務処理の統一に取り組む。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 水道料金等の賦課

合併後2年程度でランニングコスト抑制に向けた釧路市の体制への統一を周知。

また、用途認定等の賦課基準も釧路市の基準に統一。

(2) 下水道使用料等の賦課

検針・調定体制は、合併後2年程度で統一を図る。

また、新市の賦課基準は以下、ア～エに統一。

- ア 水道水は水道使用量
 - イ 井戸水（地下水）は量水器または使用実態により認定（ただし、家事用の使用は人数による基準水量を設ける）
 - ウ 温泉水は量水器または使用実態により認定（ただし、阿寒湖温泉地区は当分の間、契約本数による定量認定とする）
 - エ 使用水量と汚水排出量に著しい違いがある場合は使用実態により認定
- (3) 私道への公共下水道管渠布設制度
布設要件の住宅戸数は2戸以上とする。

25 - 20 公立病院等事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 公立病院、診療所の施設及び体制
病院と診療所間の機能連携を図る。
また、将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整。
なお、医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理。
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 公立病院及び診療所の運営
釧路市と阿寒町の病院会計は統合し、音別町の診療所会計はそのまま引き継ぐ。
また、将来における現市立釧路総合病院の分院化等の調整と併せて会計も調整。

25 - 21 学校教育事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 町立幼稚園
新市全職員の配置と併せ、教職員定数の適正化を図る。
 - (2) 小・中学校
 - (3) 小・中学校の通学区域及びスクールバスの運行
 - (4) 小・中学校の適正配置
釧路市の現行計画はその範囲のまま引き継ぎ、2町における計画を新市で必要と判断した場合には地域事情等の課題を考慮して調整。
 - (5) 学校給食体制
給食単価・メニューの統一や食材の購入方法、センター方式への移行などの検討と併せて調理員定数の適正化も検討。
また、道職員栄養士の旧自治体配置数確保を北海道教育委員会へ要請。

(6) 道立高等学校及び市立高等学校

平成17年入学者選抜時より同一学区となるが、間口などの課題を北海道教育委員会と調整。

なお、道立については地域性に配慮し、阿寒高校の存続及び定員確保を北海道教育委員会へ強く要請。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 小・中学校の学級編制

(2) 小・中学校の学校図書整備

(3) 小・中学校の教育用コンピューター整備

学校間格差是正や新市における機器更新方法等を調整。

(4) 中学校の心の相談対策

(5) 小・中学校の耐震診断・耐震改修

昭和56年以前建築の未実施校の優先や財政計画、各地域の公平性、緊急度を考慮し、大規模改造を含めた新市における計画を策定して順次実施。

(6) 教科用図書採択

(7) 小学校新入学祝品

上限を5,000円として存続。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 小・中学校の学校評議員

合併後1年程度で地域事情に配慮した段階的統合と未実施校解消を図る。

(2) 学校適応対策（不登校対策）

(3) いじめ・非行対策

(4) 教育研究センター

小学校社会科副読本は地域性を残し作成。

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 英語指導助手

現行を引き継ぐが、合併後2年程度で雇用先・報酬額・配置人数などの雇用形態を調整。

また、新市における小・中学校の外国語指導体制を検討。

25 - 22 社会教育事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 公民館及び公民館活動を担う社会教育施設

(2) (仮称) 釧路市こども遊学館建設計画

(3) 釧路市交流プラザさいわい、音別町体験学習センターなど「その他社会教育施設」

- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 生涯学習推進計画・社会教育推進計画

合併後2年程度で地域計画として引き継いだ現行計画の統合や見直しを検討し、新計画を策定。
 - (2) 青少年健全育成プラン

釧路市の現行計画を引き継ぎ、合併後1年程度で新市における計画を策定。
 - (3) 男女共同参画プラン

釧路市の現行計画を引き継ぎ、合併後2年程度で新市における計画を策定。
 - (4) 図書館及び図書室

市立釧路図書館を本館とし、各地域の図書館(室)を分館(室)とする体制を構築。

また、利用者カードの統一や視聴覚資料など扱いに差異があるものを調整し、合併後1年程度でいずれの地域でも貸出・返却及び在庫検索を可能とするコンピュータシステムの一元化を図る。
 - (5) 社会教育委員

各地域の意見が反映される委員構成を検討。
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 青少年育成センター

センター機能の拡大を図る。
 - (2) 青少年相談

広域対応や相談体制の強化を図る。
- 4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの
 - (1) 生涯学習推進アドバイザー

阿寒町の社会教育指導員の移行や旧自治体すべてへの配置を検討するとともに、勤務条件の統一を図る。
 - (2) 図書館バス

合併後1年程度で新市としての運行体制を検討。
 - (3) 自主講座事業

合併後2年程度で新市としての事業振興を調整。

25 - 23 芸術文化・スポーツ振興事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 釧路市立博物館及び釧路市埋蔵文化財調査センター
 - (2) 釧路市立美術館
 - (3) 釧路市民文化会館及び音別町町民文化会館

(4) 阿寒国際ツルセンター及びマリモ展示観察センター

(5) スポーツ施設

施設は現行を引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての管理運営を調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 小・中学校施設のスポーツ開放

(2) 体育指導委員

各地域の意見が反映される委員構成を検討。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 文化財保護条例

(2) スポーツ推進体制

合併後1年程度で体制を統合。

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 市町主催のスポーツイベント

合併後2年程度で新市としての事業振興を調整。

(2) 市町が開催している作品展、演劇会など「芸術文化振興に係るその他主要事業」

合併後1年程度で新市としての事業振興を調整。

25 - 24 その他事務事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 庁舎営繕

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 会計の設置（普通、特別、公営事業会計）

3市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施。

また、釧路市の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、阿寒町・音別町の下水道事業を特別会計で一本化することとし、国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ。

なお、1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ。

(2) 指定金融機関等の取扱い

新市においても指定金融機関を指定する。

また、新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮。

なお、収納代理金融機関は指定している金融機関を全て網羅。

(3) 確定申告の方法、公示送達

会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議。

(4) 住民基本台帳ネットワーク

住民基本台帳ＩＣカードのメモリ空き領域を利用した独自サービス検討のため、釧路市に準じた検討委員会を設置。

(5) 住民票の写し等の夜間等交付事務

土曜、夜間などの住民票等交付事務は以下、ア～イのとおりとする。

ア 本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書等の交付、戸籍事務の受け付けを行う。

イ 勤務時間内に受付した住民票の電話予約は、阿寒町同様に土日・祝祭日に交付する。

(6) 議会の開催及び議会報

合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合。

また、議会報は原則年４回、配布先は全世帯を対象とするが、内容は広報委員会の設置のあり方とともに調整。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 印鑑登録事務

釧路市の条例、規則を引き継ぎ統合し、印鑑登録証はカード方式に再編。

(2) 工事等の入札

登録格付け基準の影響が大と認められる場合は制度の一部見直しを検討。

(3) 工事等の指名審査

小修繕・修理を対象とし、釧路市の現行制度には登録できない業者の登録を検討。

調 印 書

釧路市、阿寒町及び音別町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく釧路市・阿寒町・音別町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成17年3月3日

釧 路 市 長

阿 寒 町 長

音 別 町 長

立 会 人

釧路支庁長
